

就労移行支援事業所『ひかり』の御案内

この度は、障害者の就労移行支援事業（政府認可事業）にご関心をいただきまして誠に有難うございます。

就労移行支援事業所『ひかり』について簡単にご説明させていただきます。

当事業所では、ごく軽度の障害者を対象にした就労のお手伝いをさせていただいております、とかく引きこもりがちな障害者に、就労意欲を向上していただき、夢を持って、明るく、健常者と変わらぬ社会生活を送っていただきたく、また就労する事によって生活保護の減少を目指します。

厚生省の助成金制度などの説明も兼ねて、出来るだけ本人の希望に沿うよう、多くの職種の企業にご理解とご賛同をお願いしております。

まずは、面接していただき、宜しかったら、3ヵ月の（見習い）トライアル雇用で様子を見ていただきます、この間はひと月4万円の助成金が支給されます。その後、正規雇用していただきますと、引き続き（1年6ヶ月）ひと月7万5千円の助成金が支給されます。

合わせて1年9ヵ月この間にしっかり仕事を覚えていただきます。受け入れ企業様におきましても、彼らはとても真面目で、一生懸命にコツコツと働き努力いたします、さらに賃金も待遇も多くを望みません。

助成金支給について

トライアル雇用（障害者試行雇用）は、雇用保険がある事業所であること、また事業主の都合により過去6ヶ月の間に労働者の解雇をしていない事、そして今回の対象者を過去3年の間に雇用していない事です。

*最低賃金以上で週20時間以上勤務が必要です、途中常用雇用に移行も可能
週給で（時給647円）×20時間＝12940円

3ヵ月の期間を経過し常用雇用に至らなかった場合は、契約期間満了による終了となります。

トライアル雇用終了後、原則として1人当たり1ヶ月4万円が支給されます。ただし、事業主の都合で中止した場合は解雇扱いとなり、助成金は出ません。しかし、対象者の都合により中止した場合、その日までの分（日割り計算）は支払われます。

その後、本採用に成った場合の助成金に付きましても、トライアル雇用と同様であるが、助成金支給後も引き続き相当期間雇用する事が確実であると認められる事。

また、雇い入れの日、前後1年間、事業所において事業主の都合により被保険者を解雇した事がない事、さらに事業主の都合により（本人の意思に反して）被保険者を離職させていない事。

助成金は一定期間（1年6ヶ月）助成対象期間を6ヶ月ごとの支給対象期に区切り、この支給対象期ごとに支給される。 $7万5千円 \times 6ヶ月 = 45万円$
 $45万円 \times 3回 = 135万円$
対象労働者は、重度障害者を除く身体障害者、知的障害者で短期間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）以外の者です。

*雇用保険があり、最低賃金以上で1週間に30時間以上の定期雇用者が対象。
週給で（時給647円×30時間＝19410円）

*この条件にてハローワークに求人登録が必要となります。

只今、養護学校を卒業した生徒達は、熊本市島崎町にある事業所『ひかり』において、挨拶やマナーから、パソコンなどそれぞれの個性に合わせた訓練によりスキルアップに日々努力しております。

どうかこの就労移行支援事業所『ひかり』にご理解いただき、障害者の方たちに、社会のあたたかい『光の手』を差し伸べて下さい、宜しくお願い致します。

施設名 就労移行支援事業所 『ひかり』
所在地 〒860-0073 熊本市島崎2丁目8-18
（株）ダイレクト グループ インプルーブメントビル3F施設
運営法人 （株）ダイレクト グループ インプルーブメント
TEL 096-351-6700